

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 6

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【総務局総務部総務課】 7
- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課】 8

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 11
- 下水道事業受益者負担金賦課対象区域【上下水道局総務経営部営業課】 12

北九州市告示第 3 1 8 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成 3 0 年 7 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡東区東田四丁目 1 番 1 0 7 の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第 3 1 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 7 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
柳町調剤薬局	北九州市門司区柳町一丁目 1 番 2 3 号	平成 3 0 年 7 月 1 日

2 訪問看護ステーション等（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
アップルハート訪問看護ステーション小倉南	北九州市小倉南区徳力一丁目 1 2 番 7 - 1 0 1 号	平成 3 0 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションプーラビダ星ヶ丘	北九州市八幡西区星ヶ丘三丁目 1 0 番 2 6 - 1 0 1 号	平成 3 0 年 7 月 1 日

北九州市告示第 320 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 7 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
柳町調剤薬局	北九州市門司区柳町一丁目 1 番 23 号	閉局のため	平成 30 年 6 月 30 日
株式会社小森江薬局	北九州市門司区矢筈町 1 番 1 号	閉局のため	平成 30 年 6 月 30 日

北九州市告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
柳町調剤薬局	北九州市門司区柳町一丁目1番23号	平成30年7月1日
アロマ調剤薬局守恒	北九州市小倉南区守恒本町二丁目2番18号	平成30年7月1日

2 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護・リハビリステーション在宅看護センター北九州	北九州市若松区小敷ひびきの三丁目4番13号102号	平成30年7月1日

北九州市告示第 3 2 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 6 9 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 7 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
株式会社小森江薬局	北九州市門司区矢筈町 1 番 1 号	閉局のため	平成 3 0 年 5 月 1 4 日
ニック調剤薬局小倉店	北九州市小倉北区馬借二丁目 6 番 4 号	閉局のため	平成 3 0 年 5 月 3 1 日
柳町調剤薬局	北九州市門司区柳町一丁目 1 番 2 3 号	閉局のため	平成 3 0 年 6 月 3 0 日

北九州市公告第441号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市本庁舎他1箇所電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務局総務部総務課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年5月29日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額
9,452万4,210円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成30年4月16日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第442号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

平成30年7月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市及び近隣地域における竹・木質バイオマス熱供給
事業構築可能性調査業務
- (2) 業務内容 CO₂削減と放置竹林対策を目的に、竹の集材システム
の構築推進を図り、竹チップと木質チップ混焼のバイオマスボイラによる
熱供給事業拡大の可能性を探るため、竹の集材について先進的な国内事例
の現地調査や、本市及び近隣地域の竹林の状況、熱供給先（温浴施設、病
院等のボイラ設置施設）について調査を行うもの
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年2月28日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的

に關与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは關与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な關係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、調査提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績

(2) 業務実施体制

(3) 調査提案書内容

ア 竹バイオマス・木質バイオマス先進地事例の調査

イ 北九州市及び近隣地域の竹林の状況及び熱供給先に関する調査

ウ (仮称)北九州市地域バイオマス有効活用検討会(バイオマス熱供給部会)の運営

(4) スケジュール管理その他

ア スケジュール管理

イ その他事項

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境国際経済部地域エネルギー推進課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2238

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 公告の日から平成30年7月20日まで(日曜日、土曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで及び同月23日午前8時30分から正午まで

ウ 交付方法 無償にて交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎9階91会議室

イ 日時 平成30年7月5日午前9時30分

(4) 審査会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎10階101会議室

イ 日時 平成30年7月26日（時間は別途連絡）

(5) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成30年7月23日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

北九州市上下水道局告示第26号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成30年7月2日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
4042	明生システム 檜原利夫	北九州市若松区宮 丸二丁目7番7号	平成30年7月1日 から平成35年5月 31日まで
6161	マルモ工業 森本 茂	北九州市八幡西区 香月中央二丁目1 0番31号	平成30年7月1日 から平成35年5月 31日まで
8120	株式会社和田工務 店 和田太希雄	福岡県遠賀郡岡垣 町吉木西一丁目1 1番6号	平成30年7月1日 から平成35年5月 31日まで

北九州市上下水道局公告第 8 2 号

北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 0 年北九州市条例第 4 9 号）第 5 条第 1 項の規定により、下水道事業受益者負担金賦課対象区域を次のとおり公告する。

その関係図面は、公告の日から 2 週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 7 月 2 日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

受益者負担金賦課対象区域

<門司区>

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
白野江四丁目	1 8 2 0 番 5、1 8 2 3 番 6 及び 1 8 2 3 番 1 3
大里新町	1 4 5 番 1、1 4 5 番 6、1 4 5 番 2 2、1 4 5 番 2 3、1 4 5 番 2 4 及び 5 3 番 2 3

2 住居表示未実施区域

大字大積
1 番 2 1 5 の一部、1 番 2 2 1 の一部、2 8 番 1 の一部、3 7 番 3 の一部、5 8 番 5、9 3 番 2 及び 1 3 9 番 3 の一部

<小倉北区>

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
霧ヶ丘二丁目	4 1 番 4 5

<小倉南区>

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
朽網東五丁目	4 5 8 番 8 及び 4 5 8 番 9
志井六丁目	1 8 9 2 番 1、1 8 9 7 番 1、1 8 9 7 番 1 2 び 1 9 0 9 番 1
下石田一丁目	1 6 6 8 番 1 及び 1 6 6 8 番 4
下城野一丁目	1 4 1 0 番 1
下貫三丁目	2 3 5 8 番 6 から 2 3 5 8 番 9 まで
高野三丁目	1 2 7 6 番 5
津田新町二丁目	8 8 6 番 1
津田南町	2 0 1 番 2 の一部
中曽根東二丁目	1 9 8 9 番 6 及び 1 9 9 3 番 3
中貫二丁目	1 6 2 9 番 1 及び 1 6 2 9 番 5 から 1 6 2 9 番 8 まで
蜷田若園三丁目	7 5 5 番 9
沼本町二丁目	1 5 2 6 番 1 の一部
舞ヶ丘二丁目	1 6 4 番 9 0

湯川三丁目	196番8、196番18、196番33から196番36まで、200番1から200番12まで、201番1、201番3から201番24まで、202番1から202番6まで、205番1から205番17まで、206番2から206番11まで、207番2から207番4まで及び208番4から208番6まで
横代北町三丁目	1082番1、1083番3及び1084番2

2 住居表示未実施区域

空港北町
6番の一部
大字志井
1477番1の一部
大字母原
34番5、34番6及び79番2

<若松区>

1 住居表示実施区域

町名	地番
----	----

南二島四丁目	4 9 5 番 8 8
--------	-------------

2 住居表示未実施区域

大字有毛
2 5 4 8 番 2

<八幡西区>

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
石坂二丁目	3 4 3 4 番 3 及び 3 5 5 4 番 1
岩崎四丁目	2 8 4 1 番 2 4 から 2 8 4 1 番 2 7 まで及び 2 8 4 1 番 1 1 6
楠橋下方一丁目	6 5 9 番 3
木屋瀬二丁目	5 4 3 番 1 及び 5 4 3 番 2 の一部
木屋瀬四丁目	7 2 5 番 4、7 2 5 番 5、7 2 5 番 8 から 7 2 5 番 1 2 及び 7 2 5 番 1 3 の一部
木屋瀬五丁目	1 4 8 番 8 及び 1 4 8 番 1 9
下畑町	7 1 6 番 1 4
野面一丁目	2 3 9 6 番 1 及び 2 3 9 6 番 5
真名子二丁目	3 0 5 番 2 6

椋枝二丁目	2341番16及び2341番17
-------	------------------

2 住居表示未実施区域

大字金剛
145番1

大字野面
1700番及び1701番2の一部

大字本城
2838、2856及び2857